

列聖手続きの歴史的展開

一起源から教皇による列聖まで—

渡 邊 浩

はじめに

キリスト教人口の少ない我が国においては、「聖人」という言葉で必ずしもキリスト教の聖人を連想するとは限らないが、サンタクロース（聖ニコラウス）、セント・ヴァレンタイン（聖ヴァレンティヌス）、フランシスコ・ザビエルらは日本人に馴染みの深い存在である。しかし、彼らが知られているのは商業化した年中行事や我が国の歴史上の事件との関連においてであって、「聖人」と認識されてのことではない。ましてや聖フランシスコ・ザビエルの渡来から450周年にあたる1999年に、その記念事業の一つとして、彼の聖腕（右腕）が来日したなどというニュースを聞けば、多くの日本人がこの右腕の意味について疑問や違和感を抱いたとしても不思議ではない。

ヨーロッパのカトリック信者がザビエルの右腕に価値を見出す、あるいはかつて見出したとすれば、それは特に中世の時代に盛んであった聖人崇敬や聖遺物崇敬というカトリックの信仰形態として説明される。ザビエルに限らず、カトリック教会では聖人の亡骸や聖遺物（多くは亡骸の一部）には奇跡を起こす力があると信じられてきた。とはいえたとその聖遺物は仲介者に過ぎず、実際に奇跡を行うのは神とされているので、一神教としてのキリスト教の教義と矛盾するものではない。

聖人・聖遺物崇敬の歴史は既に古代の迫害・殉教の時代に始まり、キリスト教の西欧への浸透とも深く関わったことが認められている。また、中世に固有の信仰形態や中世人のメンタリティーを探る目的からも、歴史学はこのテーマに取り組んでいる。

ところで、聖人とはだれがどのような手続きによって認定したのであろうか。聖人・聖遺物崇敬は我が国においても既に歴史研究の対象とさ

れているが^{*1}、列聖手続きについてはなおも歴史的に扱われることが少ない。今日、列聖は、教皇が有するなかでも最も異論の余地の少ない特権の一つとされるが^{*2}、この権限が教皇権の歴史的発展の過程で獲得されたことは言うまでもない。従って、列聖手続きは教皇権の歴史を考察する際の一つのテーマとなり得よう。

列聖の法的手手続きが最終的な定着を見るのは20世紀初頭に出された『カトリック教会法典』においてであると言われる^{*3}。しかし当然のことながら聖人を認定する行為は聖人崇敬とともに古い。本稿では古代末期から列聖権が教皇権に帰されるようになる時代までに限り、今後の研究の予備的作業という意味で、列聖手続きの歴史的展開を概略的に述べるに留めたい。

一 『カトリック教会法典』における列聖手続き

先に述べたように、列聖手続きが法的に最終的な定着を見るのは1917年に公布された『カトリック教会法典』においてとされる。以後、教皇パウロ6世（在位1963–78）や教皇ヨハネ・パウロ2世（在位1978–）の改革による変更はあるが、手続きの基本に大きな変化はない^{*4}。厳密には現在の手続きと同一とは言えないが、『カトリック教会法典』に書かれた手続を一瞥しておくことは、この手続きの歴史的発展をたどる上でも参考となるだろう^{*5}。

* 1 渡邊昌美『中世の奇蹟と幻想』岩波書店、1989年。青山吉信『聖遺物の世界』山川出版社、1999年。なお、後者ではエドワード証聖王やヘリフォード司教トマス・カンティリュープの列聖など、教皇権による列聖の事例も扱われている。

* 2 A. Vauchez, *La sainteté en Occident aux derniers siècles du Moyen Age*, Rome, 1988, p.14.

* 3 M. Schwarz, "Heiligsprechungen im 12. Jahrhundert und die Beweggründe ihrer Urheber", *Archiv für Kulturgeschichte*, 39(1971), S.43–44.

* 4 教皇パウロ6世や教皇ヨハネ・パウロ2世による改革についてはY. Chiron, *Enquête sur les canonisations*, Paris, 1998, pp.74–79を参照。

* 5 『カトリック教会法典』における列聖手続きについては以下を参照。Y. Chiron, *op. cit.*, p.70–74; C.de Clercq, "L'établissement progressif de la procédure de la canonisation", *La revue de l'Université Laval*, vol.2, no. 8 (1948), pp.679–682. 小林珍雄『法王序』岩波書店、1966年、121–128頁。

聖人の候補者は神のしもべ、すなわちカトリック教会の構成員である。この神のしもべの列福・列聖手続きは『カトリック教会法典』の「手続き」と題する第4巻の第2編「神のしもべの列福手続きおよび福者の列聖手続き」で、通し番号の条文で示せば、第1999条から第2141条において扱われている^{*6}。最初の四つの条文は予備的・基本的な規定で、それ以下の条文は第22章から第26章までの五つの章にまとめられ、各章は手続きに関わる人員、提出されるべき証拠、表敬がない場合の列福手続き、表敬がある場合の特殊の（例外的）方法による列福手続き、福者の列聖について定めている。

最初の第1999条は列聖の権限は聖座（教皇庁）のみに留保されていることを明記している。次の第2000条は列福については表敬がない場合の普通の方法と、表敬がある場合の特殊の方法という二通りの方法があることを指摘している。二通りの方法の起源は教皇ウルバヌス8世（在位1623–44）の時代に遡る。当時、列聖権の教皇権への留保は疑いのない事実となっていたが、ローマやイタリアでは非公式の聖人崇敬が流行し、問題化した。そこでウルバヌス8世は、一連の教令とそれらを再確認した教皇制定法 *Coelestis Hierusalem* (1634年) により、ローマ教会から列聖されていない非公式の聖人の崇敬を禁止した^{*7}。聖人崇敬は教皇権による正式な列聖があって初めて許されるのであり、列聖手続きは事前の崇敬がないことを条件として進められることになる。これが「表敬のない方法による神のしもべの列福手続き」processus beatificationis Servorum Dei per viam non cultus となる。このように崇敬の導入そのものを自らの権限とすることで、教皇権は聖人崇敬に対する統制を最終的に完成したとも言えるのだが、古くからの伝統を有する聖人崇敬については例外的措置も講じた。すなわち、教皇権が列聖権を留保する以前から行われていた崇敬については一括して承認するとともに^{*8}、教皇権が

* 6 ルイジ・チヴィスカ訳（羅和対訳）『カトリック教会法典』有斐閣、1962年、720–767頁。

* 7 教皇ウルバヌス8世の政策の歴史的背景については以下を参照。E. W. Kemp, *Canonization and Authority in the Western Church*, Oxford, 1948, pp.145–146; C.de Clercq, *op.cit.*, pp.672–673; Y.Chiron, *op.cit.*, pp.67–68.

* 8 S. Hertling, “Materiali per la storia del processo di Canonizzazione”,

列聖権を留保した後の崇敬については、上記の教皇制定法が出された1634年時点で既に百年の伝統を有する崇敬に対して、教皇権に承認を求める余地を残した。これが「特殊の方法、すなわち表敬による神のしもべの列福手続き」processus beatificationis Servorum Dei per viam cultus seu casus exceptiとなる。『カトリック教会法典』は、教皇権が教皇アレクサンデル3世(在位1159-81)の教令『アウディヴィームス』によって公式に列聖権を留保したとする認識に立ち、つまり列聖や聖人崇敬が教皇権の承認を必要とするようになった時代的上限を1181年とし^{*9}、同年と1534年との間に現れた崇敬については、特殊の方法の適用を認めている(2125条)。

前述のように、『カトリック教会法典』では、以上二通りの方法による列福手続きと列聖手続きとを、言いかえれば、福者と聖人とを区別している^{*10}。神のしもべは列福手続きにより福者に認定されると、一定地域や特定の宗教組織での崇敬が認められる。さらに、新たに生じた奇跡の認定を経て聖人に昇格すると、その崇敬は全教会へと拡大されるのである。

今日一般に言う列聖手続きは、『カトリック教会法典』では「表敬のない方法による神のしもべの列福手続き」に当たると考えてよいだろう。この手続きは司教区における手続きで始まり使徒座(教皇庁)における手続きへと進む。司教区における手続きでは、司教が開く法廷で証人の

Gregorianum, 16(1935), p.185.

*9 『グレゴリウス九世教令集』に収められた『アウディヴィームス』は日付を欠いていたため、アレクサンデル3世の没年の1181年をもって発効の年としているものと思われる。また、アレクサンデル3世の時代に教皇権が列聖権を留保したとするのは、D. パーペプロホラのボランディストやJ. マビヨンなど、17世紀以来の伝統的な考え方である。cf. E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.146-147.

*10 本稿の扱う古代や中世においては、列福と列聖、福者と聖人の間に区別はなく、これらが公式に区別されるようになるのは16, 17世紀以降のことである。従って古代・中世においては *beatus* と *sanctus* はしばしば同義語として用いられている。また *sanctus* については、いわゆる聖人名に冠する形容詞としてではなく、聖職者に自動的に付される修飾語としても使用されている。cf. S. Hertling, *op.cit.*, pp.185-187; A. Vauchez, *op.cit.*, pp.17-18.

聴取が行われ、神のしもべの著作、神のしもべの聖性についての風評、事前の崇敬のないことが調査される。その際、神のしもべの列福を求める信者の依頼を受けて、信者側に立って列聖手続きを進める列聖調査請願人と、教会の側から法的手手続きの遵守を監視する証聖官とが反対の立場で争う。

調査記録は典礼聖省（現在では列福・列聖省）へ送られ、手続きの合法性・有効性が確認されると使徒座の手続きに進む。今度は使徒座から任命された判事が、神のしもべが果たした徳行の英雄性（殉教の場合はその状況）と神のしもべを介してなされた奇跡について再び証人の聴取を行う。調査結果は使徒座へ送られ、まず徳行の英雄性について、前予備会議、予備会議、本会議という後に進むに連れて重要性を増す三段階の会議で評議される。徳行の英雄性が認められると、今度は奇跡が同様の過程を経て評議される。いずれの要件についても列聖調査請願人と証聖官が反対の立場から争い、新たな異議の提出と答弁とを繰り返しながら上位の会議へと進む。以上の評議を経て、教皇が列福についての判決を下す。神のしもべが福者と認定された後、新たに奇跡が生じ、その奇跡が列福手続きの場合と同様に三段階の会議を経て認定されると、福者は聖人と認められる。

ここで、列聖手続きの歴史を振り返る際に注意すべき点をまとめると、第一に列聖の権限が教皇権のみに留保されており、その際、教皇アレクサンデル3世と教皇ウルバヌス8世の教令が歴史的根拠と考えられている。次に、列福手続きの二つの方法は、列聖には崇敬を導入する機能と既存の崇敬を承認する機能があることを示し、今日では前者に重点が置かれている。そして最後に、調査手続きにおいては徳行の英雄性（殉教の場合はその状況）と奇跡がその主な調査対象とされている。

二 司教による列聖

1. 聖人崇敬の起源

聖人崇敬は、自らの命を賭けて信仰を守った殉教者への崇敬に始まる。多くの研究者が殉教者崇敬の最初の事例として認めるのはスミルナの主教ポリュカルポスの例である。ポリュカルポスは155年頃に殉教し、そ

の遺体は火葬とされたが、信者たちは遺骨を大切に拾い集めた^{*11}。これは追慕や哀悼の念に基づく自然な行為とも理解されるが、既にポリュカルポスの事例には、後の聖人崇敬につながる基本的な要素が見られる。信者たちは彼の殉教日を天国への誕生日として祝い、毎年その日に彼を記念して墓に集まつたのである。聖人とは天国に生まれた者、従って神の近くにある存在とする基本観念が見られ、ここから聖人は神と信者の間を執り成したり奇跡を行う能力を持つと考えられるようになる。また、墓に集まつた信者は共同で祈りや会食を行つたが、これが聖体拝領の形をとるようになると墓はしばしば祭壇として用いられ、祭壇には聖遺物が納められるべきとする後の習慣につながる^{*12}。

殉教者時代の列聖とは、殉教者が真の殉教者であることを確認する作業といえようが、それは信者教共同体の自発的な行為であり、調査や判決といった法的手続きは存在しなかつた。というよりも、初期の小規模な信者共同体においては、信者同士が互いをよく知り、仲間の殉教についても事情がよく分かっていたため、敢えて確認する必要がなかつたと考えられる^{*13}。

2. 列聖手続きの起源

a. アンブロシウスによる殉教者ゲルヴァシウスとプロタシウスの移葬（386年）

信者共同体の自発的な行為ではなく、教会当局が関与する列聖手続きの起源は、4世紀から5世紀への転換期に生じた二つの事件に求められる。その一つは386年のミラノ司教アンブロシウスによる殉教者ゲルヴァシウスとプロタシウスの亡骸の発見と移葬である^{*14}。

アリウス派とカトリックとが対立する状況下で司教に選ばれたアンブ

*11 『殉教者行伝』（土岐正策、土岐健治訳）、教文館、1990年、15頁。

*12 E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.5-6.

*13 *Ibid.*, pp.7-11.

*14 この事件を取り巻く政治状況や歴史的背景については以下を参照。A. Amore, "La canonizzazione vescovile", *Antonianum*, 52(1977), pp.234-235; P. Brown, *The Cult of the Saints. Its Rise and Function in Latin Christianity*, Chicago, 1981, pp.36-37. 指珠恵「アンブロシウスと聖遺物崇敬—アリウス派論争を中心に—」『西洋史学』149, 1988年, 30-45頁。

ロシウスの当面の課題は、ミラノにおけるカトリックの立場の強化であった。382年、彼は民衆からの支持獲得を狙って、ミラノのローマ門の聖堂に使徒ヨハネ、アンドレ、トマスの聖遺物を移葬している。さらに、幼帝ヴァレンティニアヌス2世の即位とともに、アリウス派支持者である母后ユスティナの影響力が強まるなか、彼は前述の二人の殉教者の亡骸を発見し、自らが建て、自らの名を冠した聖堂へと移葬した^{*15}。

さて、ここで注目すべきことは、ゲルヴァシウスとプロタシウスの移葬が列聖の機能を果たしている点である。本来移葬とは、アンブロシウス自身もローマ門の聖堂で行ったように、既に崇敬を受けている使徒や殉教者の聖遺物の移葬が通例であったが^{*16}、この度は名前も知られていない殉教者の、幻視による発見後の移葬であり、司教の権威と奇跡に基づいて亡骸の主が殉教者であると認定し、新たな崇敬を導入する役割を果たした。この事件が西欧世界に与えた影響は、二人の殉教者の亡骸に触れた亜麻布がガリアに流布してその崇敬が広まったことや^{*17}、この事件の記述が後の移葬記の模範とされたことなどにも窺える^{*18}。

以後、移葬 translatio あるいは奉挙 elevatio が^{*19}、新たに発見された

*15 この事件の様子はパウリヌスの『アンブロシウス伝』の他、事件に居合わせたアウグスティヌスが伝えている。例えば、アウグスティヌスは『告白』(第9巻第7章)で次のように述べている。「そのころ、いま述べた司教(アンブロシウス)に、あなたは示現によって、殉教者プロタシウスとゲルヴァシウスの遺体のかくれている場所をお示しになりました。この遺体をあなたは、多年のあいだ、腐敗させずに秘密の宝庫の中にかくしておかれましたが、それは、よい時期に、女性の、しかも帝妃の狂暴を抑えるため、そこから人々の前にあらわしたものでした。すなわち遺体が発見され掘り出され、ふさわしい尊敬をもってアンブロシウスの聖堂に移されたとき、不潔な靈になやまされていた人々が、その惡靈たち自身が白状したように、いやされたばかりではありません。そのうえ、多年のあいだ盲目で、市中によく知られていた一人の市民がいやされたのです。」(山田晶編『アウグスティヌス』世界の名著16、中央公論社、1978年、305-306頁)

*16 A. Amore, *op.cit.*, p.233.

*17 E. W. Kemp, *op.cit.*, p.4.

*18 A. Amore, *op.cit.*, p.234; P. Brown, *op.cit.*, p.39.

*19 移葬 translatio も奉挙 elevatio も典礼にふさわしい場所への再度の埋葬である。字義からすれば移葬は比較的離れた場所からの、奉挙は地下墓所から地上の祭壇の近くなどの埋葬を連想させるが、これらの言葉はしばしば同義であった。cf. A. Amore, *op.cit.*, pp.231-232.

亡骸の主を殉教者や聖人であると認定し、新しく崇敬を導入する機能を持つ限りにおいて、列聖手続きの役割を果たすことになる^{*20}。亡骸の主を殉教者や聖人と認定する根拠は、亡骸の発見にまつわる、あるいは儀式の最中に生ずる様々な奇跡であり、それに対して司教が自らの権威をもって与える承認であった。従って、奇跡についての調査手続きなどは行われていない。

なお、この段階では今日の列聖(canonization, canonisation, canonizzazione)にあたる用語はまだ存在せず^{*21}、移葬記などでは列聖行為を、直接的には聖人目録への記載や、天国への誕生の確認とも言える祝日の設定を記述することによって、また間接的には、祭壇およびその付近、あるいは既存の聖人の傍への安置など、聖人に相応しい埋葬行為を描写することで表現している^{*22}。

b. 第五カルタゴ教会会議（401年）決議第15条

アンブロシウスによる二人の殉教者の発見・移葬が移葬という形態による列聖手続きの起源となったとすれば、調査手続きとの関連で、後の列聖手続きのあり方に影響を及ぼしたのは401年に開催された第五カルタゴ教会会議である。その決議第15条は次のように述べている。

「同様に以下の通り定められた。野や道端の至る所に殉教者の記念物として建てられたもので、そこに殉教者のいかなる亡骸も遺物も納められないことが確められている祭壇については、可能であるなら、その地を管轄する司教らによって取り壊されねばならない。たとえ民衆が騒ぎを起こしてこうした措置を妨げたとしても、正しい思慮を持つ者たちがそこでいかなる迷信に夢中になることもないよう、人々はその場所を訪れないよう警告されるべきである。そして、確かに、殉教者のどんな記念堂も、そこに亡骸や遺物が安置されているのでなければ、またある

*20 S. Hertling, *op.cit.*, p.173; A. Amore., *op.cit.*, pp.231-232.

*21 *canonizzare* という用語は、11初頭のパドリローネのシメオンの列聖に関する記述に初めて現れ、12世紀以降に普及する。cf. E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.1, 58.

*22 司教が関与した移葬の事例として、アモーレが引用した35例の移葬の記述が参考となる。cf. A. Amore, *op.cit.*, pp.245-266.

者の素性や受難についての由来が十分信頼に足る出所から伝えられているのでなければ、適切なものと見なされてはならない。すなわち、だれが見たものであれ夢や空虚な啓示に基づいて建てられた祭壇は、どこに建てられたものであれ、あらゆる手段を用いて否認されねばならない。」^{*23}

この決議には既存の殉教者崇敬への統制およびそれについての調査への指向が見られる。統制・調査は司教の責任にかかっており、殉教者の記念堂や殉教者そのものの真偽が問題とされ、夢や啓示に根拠を求める態度が否認されている。

殉教者の真正性を問う必要性はどこから生じたのだろうか。まずカルタゴ教会の規模の大きさがこれを要求したと考えられる。次に、北アフリカにおけるドナティストの問題がある。迫害に屈した信者や聖職者の教会復帰に厳格な態度を取ったドナティストのなかには、過度の殉教熱から故意に処刑や自殺を求める者たちが存在した。また、そのような偽りの殉教者に対する崇敬も存在したらしく、ドナティストに限らず、こうした偽殉教者に対する警戒は既に第一カルタゴ教会会議（348年）の決議にも見られる^{*24}。

さらに、殉教者の真偽という問題を越えた全般的な動向として、迫害・殉教の時代後の聖性の観念の変化も指摘できる。すなわち、聖性が殉教者のみでなく正統信仰の擁護者や禁欲生活の実践者にも帰せられるようになったことに伴い、聖性の基準が多様化し、曖昧となる危険が生じたことも、教会を殉教者・聖人崇敬の統制へと向かわせたと言えるだろ

*23 Item placuit, ut de altaribus quae passim per agros aut vias tanquam memoriae martyrum constituuntur, in quibus nullum corpus aut reliquiae martyrum conditae probantur, ab episcopis qui iisdem locis praesunt si fieri potest evertantur: si autem hoc per tumultus populares non sinitur, plebes tamen admoneantur ne illa loca frequentent, ut qui recte sapiunt nulla ibi superstitione devincti teneantur. Et omnino nulla memoria martyrum probabiliter acceptetur, nisi ubi corpus aut aliquae reliquiae sunt, aut origo alicujus habitationis vel passionis fidelissima origine traditur; nam quae per somnia et inanes quasi revelationes quorumlibet hominum ubicumque constituuntur altaria omnimodo improbentur.

[Migne, PL. t.84, col.212.]

*24 E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.11-16.

う^{*25}。

アンブロシウスによる二人の殉教者の移葬を先例とする列聖行為は何よりも聖性の根拠として奇跡を重んじる。一方、第五カルタゴ教会会議決議第15条に見られる調査への指向は幻視や奇跡に慎重な態度を取る。いずれにしても、イニシアティヴは変動する古代末期社会の指導者として現れる司教にあるが^{*26}、これらは互いに矛盾する態度である。また、調査手続きという点で、後の列聖手続きへと連なるのは後者の態度であるが、続く時代に支配的となるのは前者の態度であった。

もちろん、西方においては、亡骸の発掘を禁ずるローマ法の伝統が比較的遅くまで存続したことや、聖遺物が亡骸よりもむしろ亡骸や墓に触れた布などであったことが、移葬の流行を妨げる一つの要因であった^{*27}。しかし、使徒的起源を持たないコンスタンティノープル教会がローマ教会の権威に対抗するため盛んに使徒の亡骸を集めしたことや、またとりわけ民族大移動期に諸教会が貴重な殉教者の亡骸を伴って避難したことにより、西方でも移葬への抵抗感が薄れていったと考えられている^{*28}。

3. カール大帝による一連の規制

第五カルタゴ教会会議決議第15条に見られる調査への指向が復活するのはカール大帝（王位768–814）の一連の立法においてである。ザクセン戦争の目的が単なる征服ではなく、そのキリスト教化であったこと

*25 A. Vauchez, *op.cit.*, pp.14–15.

*26 古代末期社会において司教が果たした役割、司教と聖人崇敬との関係などについてはブラウンの前掲書の他、以下を参照。片山佳子「古代末期におけるキリスト教の殉教者崇敬について」『園田学園女子大学論文集』第17号、1983年、97–109頁。佐藤彰一「後期古代における聖人・司教・民衆」『西洋史論叢』第5号、1983年、1–14頁。足立広明「聖人と古代末期の社会変動—P. ブラウンの研究を中心に—」『西洋史学』149、1988年、46–60頁。

*27 教皇グレゴリウス1世は、使徒パウロの亡骸を求めた皇妃コンスタンティナの要請を、ローマの慣習に反するものと断っている。cf. B. Kötting, "Reliquienverehrung, ihre Entstehung und ihre Formen", *Trierer Theologische Zeitschrift*, 67(1958), S.323–324, 332–333; E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.25–26.

*28 E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.25–29.

からもわかるように、カールは聖俗にわたるキリスト教世界の指導者を自認しており、一般民衆の教化にも努力をはらった^{*29}。

カールによる聖人崇敬の規制は、種々のカピトゥラリアや彼が主宰した教会会議の決議に見られる。例えば、『一般訓令』(789年)の第42章には教令集『ディオニシオ・ハドリアーナ』を経て、殉教者や聖人の真偽を問う前述のカルタゴ教会会議の決議が伝えられている。また、聖画像問題を扱ったことでも知られるフランクフルト教会会議(794年)は決議第42条で「いかなる新しい聖人も崇められたり呼び求められたりされではならず、また道々にその者たちを記念する礼拝堂が建てられてはならないこと。しかし、受難という権威と生前の功徳によって選ばれた者たちのみが、教会で崇敬されるべきであること」^{*30}と定め、聖人たちの生前の徳目を問題とした。さらに、813年のマインツ教会会議決議第51条は「しかるに以後、だれも、君主や司教の助言や、聖なる教会会議の許可なしに、聖人の亡骸のある場所から他の場所へと移葬しようとしてはならない」^{*31}と述べ、移葬(列聖)の権限の所在を示した。

カールによるこれらの立法や決議は、カールが目指した民衆教化の一環と評価できるだろう。定着した聖人崇敬が異教信仰を包摂する一方で、その逆の現象や聖人崇敬の乱用も生じたことは^{*32}、既にカールマンの時

* 29 カール大帝による民衆教化政策、および『一般訓令』については、次の論文を参照。五十嵐修「カロリング朝の民衆教化—その理念と現実—」『西洋史学』147、1987年、34-49頁。多田哲「カロリング王権と民衆教化—『一般訓令』(789年)の成立事情を手掛かりに—」『西洋史学』178、1995年、45-58頁。

* 30 Ut nulli novi sancti colantur aut invocentur, nec memoria eorum per vias erigantur, sed hii soli in ecclesia venerandi sint, qui ex auctoritate passionum aut vitae merito electi sint.

[*MGH. Concilia Aevi Karolini I*, t.2, pars 1, S.170.]

* 31 Deinceps vero corpora sanctorum de loco ad locum nullus transferre praesumat sine consilio principis vel episcoporum sanctaeque synodi licentia.

[*MGH. Concilia Aevi Karolini I*, t.2, pars 1, S.272.]

* 32 A. Amore, *op.cit.*, pp.239-240. 我が国の研究では、小田内隆「ボニファティウス時代の『偽預言者』について—西欧社会のキリスト教化と異端問題—」『立命館文学』第534号、1994年、65-86頁、が聖人崇敬を媒介としたキリスト教・異教相互の包摂・摂取の問題にふれている。

代にも問題視されていた。例えば742年のカピトゥラリアは次のように述べている。「我々は、司教らが各々教会法に従い自らの教区で、教会の保護者である伯の助けを借りて、次のごとく配慮するよう定めた。すなわち、神の民が異教儀礼を行うことなく、異教のあらゆる不浄を捨て去り、退けるようにと。あるいは死者への犠牲、魔術や予言、護符や占い、呪いや生け贋、すなわち愚かな者たちが教会の傍らで異教の風習に従い、聖人や殉教者や証聖者の名において行い、神と聖人たちの怒りを招いていることを、あるいは彼らが *nied fyr* と呼んでいるあの背信の火を、あるいは何であれあらゆる異教の儀式を、入念に禁ずるべきであると。」^{*33}

異教の慣習については、カールの『一般訓令』にも取り上げられており^{*34}、かかる状況を前に、カールは聖人崇敬に対する何らかの統制が必要なものと考えたのだろう。

さて、カールによる一連の立法や決議は十分な効果を発揮したとは言えないが、フランクフルト教会会議の決議を受けて文書や証言による調査への指向が高まるとともに、マインツ教会会議が指示した、移葬(列聖)に司教や教会会議が関与する傾向が強まっていった^{*35}。例えば、833

*33 Decrevimus, ut secundum canones unusquisque episcopus in sua parrochia sollicitudinem adhibeat, adiuvante gravione qui defensor ecclesiae est, ut populus Dei paganias non faciat, sed ut omnes spurcitas gentilitatis abiciat et respuat; sive sacrificia mortuorum sive sortilegos vel divinos sive filacteria et auguria sive incantationes sive hostias immolatias, quas stulti homines iuxta ecclesias ritu pagano faciunt sub nomine sanctorum martyrum vel confessorum, Deum et suos sanctos ad iracundiam provocantes, sive illos sacrilegos ignes, quod *nied fyr* vocant, sive omnes, quaecumque sint, paganorum observationes diligenter prohibeant.

[*MGH. Capitularia Regum Francorum*, t. i, S.25.]

*34 多田哲、前掲論文、50頁、註(2)。

*35 フランクフルト・マインツ両教会会議の意義については以下を参照。A. Amore, *op.cit.*, pp.240-244; A. Vauchez, *op.cit.*, pp.22-23; R.Klauser, "Zur Entwicklung des Heiligsprechungsverfahrens bis zum 13. Jahrhundert", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung*, 40(1954), S.88-89; E. Demm, "Zur Rolle des Wunders in der Heiligkeitkonzeption des Mittelalters", *Archiv für Kulturgeschichte*, 57(1975), S.17.

年のメロヴィング朝の王妃バルドヒルドの移葬に際して、ルートヴィヒ敬虔帝（王位 814－840）は彼女が埋葬された修道院の女子修道院長ヘギルヴィヒに移葬を命じた。しかし、院長は亡骸を掘り出した後、パリ司教エアカンラドゥスに移葬を依頼している^{*36}。また、864 年、ザンクト・ガレン修道院長オトマルスの移葬では、修道士たちはコンスタンツ司教サロモに、生涯を記した伝記を提出して列聖を求めた。しかし、サロモは独りで決定を下さず、コンスタンツに教会会議を召集して伝記を読み上げ、その後で移葬を行い祝日を定めた^{*37}。このように、司教が決定を下す場合でも、近隣司教を集めたり、教会会議に頼ったのは、移葬の信頼性や盛大さを求めたためと考えられ、そしてその延長上に教皇による列聖が登場する^{*38}。

三 教皇による列聖

1. 教皇ヨハネス 15 世によるアウグスブルク司教ウダルリクスの列聖（993 年）

教皇が教書を以て列聖した最古の事例は 993 年の教皇ヨハネス 15 世（在位 985－96）によるアウグスブルク司教ウダルリクスの列聖である。列聖教書は列聖のいきさつを次のように語っている。「1月 31 日にラテラノ宮で会議が開かれたときのこと、最も聖なる教皇ヨハネスが司教や司祭とともにその場に居合わせ、助祭やすべての聖職者がそばに控えるなか、最も敬うべきアウグスブルク司教のルイトルフスは、立ち上がりて次のように述べた。主人である最も聖なる司教 [=教皇] よ、あなたやここに居合わせるすべての司教や司祭にとって差し支えがなければ、私が手元に持参している小冊子をあなた方の前で読み上げたい。それは聖なるアウグスブルク教会のかつての司教、敬うべきウダルリクスの伝記と奇跡とに関するものです。そして、あなた方の思う通りに判断を下

*36 A. Amore, *op.cit.*, pp.254-255; S. Hertling, *op.cit.*, p.174; E. W. Kemp, *op.cit.*, p.42.

*37 A. Amore, *op.cit.*, pp.250-252; S. Hertling, *op.cit.*, p.174; E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.43-44.

*38 E. W. Kemp, *op.cit.*, p.62.

していただきたい。」^{*39}

このようにアウグスブルク司教ルイトルフスはラテラノ教会会議に出席した機会をとらえ、伝記と奇跡に関する小冊子を提示してウダルリクスの列聖を求めた。引き続き教書が語るところによれば、伝記と奇跡の調査の後、ウダルリクスの記念が設定される。さらに聖人崇敬の教義的論拠が提示され、列聖の決定に違反する者たちへの恫喝と、会議に出席した者たちの署名を以て教書は締めくくられている。

ウダルリクスの列聖で注目されるのは、中世の列聖手続きに本質的となる、また今日の形態の基礎となる三つの行為、すなわち請願（申請）、調査手続き、宣言が区別されていることである^{*40}。また、先例がないわけではないが、ここでなされた伝記と奇跡の調査も、後に踏襲されて行く。

さらに、一見すると矛盾するような傾向が認められる点も注意を引く。それは、この列聖が教皇による列聖の先例となつた一方で、列聖は教皇権により単独でなされたのではなく、むしろ従来の伝統に従つて教会会議の場でなされたということである。そしてこのような傾向はその後も引き続き認められる。

2. ウダルリクスの列聖以後の列聖手続きの展開

a. 列聖権に対する教皇権の認識

時代はグレゴリウス改革期に入るが、列聖権に対する教皇権の認識は明確ではない。ロートリンゲンのトゥール司教から教皇の座に登つたレ

*39 Cum conventus esset factus in palatio Lateranensi pridie Kalendas Februarias residente Johanne sanctissimo Papa cum Episcopis & Presbyteris, adstantibus Diaconibus & cuncto Clero, surgens reverendissimus Luitolfus Augustae Episcopus, inquit: Domine sanctissime Praesul, si vobis placet, & omnibus Episcopis & Presbyteris hic residentibus, libellus, quem prae manibus habeo, coram vobis legatur, de vita & miraculis venerabilis Udalrici sanctae Augustanae ecclesiae dudum Episcopi, & quid libitum vobis fuerit, decernatur,...

[G. Fontanini, *Codex constitutionum quas summi pontifices ediderunt in solemni canonizatione sanctorum a Johanne XV ad Benedictum XIII, 993-1729*, Rome, 1729, p.1.]

*40 R. Klauser, *op.cit.*, S.91.

オ9世（在位1049－54）は、司教時代ではなく教皇登位後に、トゥール司教としての前任者ゲラルドゥスの列聖を行った。これはレオ9世が列聖権を司教ではなく教皇の権限と認めていたためとも解釈できる^{*41}。また、教皇ウルバヌス2世（在位1088－99）はブルターニュ地方カンペルレの聖十字架修道院の初代院長グルロエシウスの列聖を拒否したが、拒否そのものが列聖権を教皇のものとする認識を推測させる^{*42}。しかし、これらの事例において、レオ9世はゲラルドゥスが教会会議で列聖されたことを述べ、ウルバヌス2世も教会会議での列聖の必要性に言及している。

さらに、列聖は教会会議で行われるべきとする見解は、12世紀中葉に至っても教皇権自らによって表明されている。例えば、教皇エウゲニウス3世（在位1145－53）は皇帝ハインリヒ2世（王位1002－24）の列聖を宣言した教書で「たとえこのような請願は全体的な教会会議においてでなければ認められない習慣であっても、すべての教会会議の支柱であるローマ教会の権威によって、我々はあなた方 [=ハインリヒの列聖を求めるバンベルク教会] の請願を認めます」^{*43}と述べ、教皇アレクサンデル3世（在位1159－81）もエドワード証聖王の列聖教書で「このような難しく崇高な用件 [=列聖] は、たびたびではなく、厳肅な教会会議で、慣習にしたがって認められるのが常ですが、我々の兄弟たちの一致した助言により、前述の息子たる王とあなた方の願望と切願とともにとづき、地上においてその証聖者の亡骸に栄光を与え、また然るべき布告をもつて称えるべきであると我々は決定しました」^{*44}と述べている。これらの

*41 E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.63-64.

*42 E. W. Kemp, *op.cit.*, p.67.

*43 tametsi hujusmodi petitio, nisi in generalibus Conciliis admitti non soleat, auctoritate tamen S. R. E. quae omnium Conciliorum firmamentum est, petitionibus vestris acquiescimus,...

[G. Fontanini, *op.cit.*, p.14.]

*44 quamvis negocium tam arduum, & sublime non frequenter soleat in solemnibus Conciliis, de more concedi; de communi tamen fratrum nostrorum consilio, juxta votum & desiderium praedicti filii Regis, ac vestrum, corpus ipsius confessoris ita glorificandum censuimus, & debitissimis praeconiis honorandum in terris;

[G. Fontanini, *op.cit.*, p.15.]

発言は教会会議によらない慣習に反する列聖、つまり教皇権の単独による列聖を正当化しようとする積極的な意味を持つのか、それとも慣習に反する行為を弁解しようとする消極的な意図の現れなのか、評価は難しい。

b. 列聖権に対する諸教会の認識

まず確認すべきことは、教皇による列聖が始まった後も、ポントワーズの修道院長グアルテルスの奉挙（1153年）など、司教による列聖あるいは教皇権によらない列聖が依然として見られると言う事実である^{*45}。

一方、列聖を教皇の権限とする見解も散見されるようになる^{*46}。モンテ・カッソノ修道院文書局長ペトルス・ディアコヌス（1109年没）の書いた『修道院長、聖マルティヌスの生涯、移葬、奇跡』やプラハのコスマの『ベーメン人の年代記』（1119—1122年に成立）には、過去になされたり試みられたりした移葬について、列聖（移葬）を教皇権の権限とする意見が表明されている。また、ヒルデスハイム司教ゴデハルドウスの移葬記（1130年代）は「しかし、この種の問題では神の教会でしばしば生ずるような悪魔の惑わしがあるため、カノン法の規定によって、だれも、使徒の承認がなければ、またその者の生活ぶりが信頼できる人物に認められなければ、列聖されてはならないと定められている」^{*47}と述べ、実在はしないものの、列聖を教皇の権限とする法規の存在に触れている。

さらに、自らの列聖権に対する司教側の確信も揺らぎ始める^{*48}。1119年から20年にかけて、ランスおよびボーヴェ教会会議で、ソワッソン司教アルヌール（1087年没）の列聖が問題になったとき、移葬の権限が司

*45 S. Hertling, *op.cit.*, p.177; E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.53-55.

*46 S. Hertling, *op.cit.*, pp.177-179; E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.79-80; S. Kuttner, "La réserve papale du droit de canonisation", *Revue historique de droit français et étranger*, 18(1938), pp.188-190.

*47 Sed cum canonica censura propter illusiones daemonum, quae frequenter in ecclesia Dei in talibus contigerunt, statutum sit, ne quis sine apostolica auctoritate, et vita ipsius per viros auctorabiles approbata, canonizaretur,...

[MGH. *Scriptores*. t.12, S.641.]

*48 S. Kuttner, *op.cit.*, pp.185-187.

教にあるのか教皇にあるのかをめぐる議論で、司教たちは必ずしも自らの権限に固執しなかった。また、グランモン修道会の創設者ステファヌスの例(1189年)が示すように、教皇の関与なしに既になされた移葬(列聖)(1167年)を、改めて教皇による列聖を以てやり直す事例も見られるようになる。

このように、ウダルリクスの列聖の後、司教らが移葬によって行う列聖と教皇が教書を以て行う列聖とが併存しつつも、諸教会の動向は確かに列聖権を教皇権に帰す傾向にあった。こうした脈絡の中で前述の教皇エウゲニウス3世と教皇アレクサンデル3世の列聖教書に見られた発言を評価するなら、それらは列聖に関して、今や教皇の判決が教会会議のそれよりも優位に立つことを表明したものとも受け取れる。しかし、一方で、諸教会の動向を追い風になされた発言にしては、控え目な印象を与える。

ところで、教皇権が自らの列聖権を確信していたことを想起させるような、諸教会の側が提出した状況証拠については、なおも詳細に検討する余地のあることは指摘してよい。例えば、ゴデハルドゥスの移葬記が教皇権に列聖権を帰す教会法規に触れていることは先に述べたが、この同じ史料は少し後で「神の聖人は全体的な教会会議で列聖するのがローマ教会の慣習であったので…」^{*49}と、相反する見解も提示している。さらに、ゴデハルドゥスの場合には教皇インノケンティウス2世(在位1130-43)に列聖を求めたヒルデスハイム教会であったが、少し後のベルンワルドゥスの場合には教皇エウゲニウス3世ではなくマインツ大司教に列聖を求めている。つまりゴデハルドゥスの移葬記がおこなった教皇権に列聖の権限があるとの主張は意図的な可能性があるし、教皇権による列聖権の強化を考える際には、諸教会の個々の状況や意図を考慮する必要もあるだろう。

*49 cum consuetudo sit Romanae ecclesiae in generali concilio sanctos Dei canonizare,...
[MGH. *Scriptores*. t.12, S.641]

3. 教皇権による列聖権の独占

a. 教皇アレクサンデル3世の教令『アウディヴィームス』

教皇権が列聖を自らの権限と認識した証拠として、長い間引き合いに出されてきた文書は、教皇アレクサンデル3世の教令『アウディヴィームス』であり、これはローマ教会による最初の公式な教会法令集、すなわち教皇グレゴリウス9世（在位1227–41）の『教令集』（1234年）のなかに伝えられた。この教令は次のように述べている。「我々が聞いたところでは、あなた方のある者たちが、悪魔のごまかしに欺かれて、酒の席で酔って死んだ人間を、不信心者の流儀で、聖人として崇敬している。酒に酔って死んだそうした者たちのために、教会は祈ることをほとんど許していないにもかかわらずである。なぜなら、使徒は酔った者たちが神の王国を手に入れることはないと言っている。あなたたちは今後その者を敬おうとしてはならない。たとえその者によって奇跡が為されたとしても、あなたたちはローマ教会の承認なしに、その者を聖人として崇敬してはならない。」^{*50}

一見すると、最後の文言は教皇権による列聖権の主張、少なくとも先に見たエウゲニウス3世やアレクサンデル3世の列聖教書中の発言よりはいっそう明確な主張、と読むことができる。また、上述のように、『カトリック教会法典』も教皇権が列聖権を持つ歴史的根拠の一つをここに求めている。

しかし、従来通説的位置を占めたこの見解はS. クットナーの研究によって大きく修正されたと言えよう^{*51}。前述の通り、この教令は『グレ

*50 Audivimus, quod quidam inter uos diabolica fraude decepti hominem quendam in potatione et ebrietate occisum quasi sanctum more infidelium uenerantur, cum uix pro talibus in ebrietatibus peremptis ecclesia permittat orare. dicit enim apostolus: 'ebriosi regnum Dei non possidebunt.' illum ergo non praesumatis de cetero colere, cum etiam si per eum miracula fierent, non liceret uobis ipsum pro sancto absque auctoritate romane ecclesie uenerari.

[S. Kuttner, *op.cit.*, pp.213–214.]

クットナーは前掲論文の補遺で書簡本来の文面と、若干の削除・変更の上『グレゴリウス九世教令集』に収録された文面とを、対比させて提示している。ここではクットナーの掲げた『教令集』の文面より引用。

*51 S. Kuttner, *op.cit.*

ゴリウス九世教令集』を介して知られてきたが、それがスウェーデン君主に宛てた書簡からの抜粋であることが判明したのは19世紀の末に至ってからであった。そしてクットナーは新たな知見に基づき教令の再評価を試みた。彼は、新参のキリスト教国に宛てられた書簡全体の教導的・司牧的内容との関連から、抜粋箇所の意図は全体的な法の制定にあるのではなく、スウェーデンで生じた個別問題への対処であるとした。また、この教令はアレクサンデル3世のどの列聖教書にも見当たらないことや、同時代の教会法学者・注釈者たちもこの教令の存在を知らないことなど種々の根拠を挙げ、この抜粋箇所が法的効力を持つのは、『グレゴリウス九世教令集』に採録されてからのことと結論づけた。

これに対し、ケンプはクットナーの業績を評価しながらも、教皇に列聖権を帰す時代状況の中にこの教令を位置づけ、個別状況に対して述べたものでも、アレクサンデル3世が法と信じたことの表明であったと反論した^{*52}。

いずれにしても、クットナーの研究以来、教皇による列聖権の留保に関して『アウディヴィームス』のみを重視する見解は後退したと言えよう。『グレゴリウス九世教令集』に収められた段階で効力を持ったことに異論はないとしても、『アウディヴィームス』は当初から効力を有したのか。もしそうだとすれば、それを裏付けるその後の文書とは何か。あるいは『アウディヴィームス』によって教皇権が列聖権を留保したのでないとするなら、どの文書によってなのか。研究者たちは『アウディヴィームス』から『グレゴリウス九世教令集』に至る時期に、教皇による列聖権の留保を裏付ける文書を探し始めた。以下、問題とされた史料を順に概観しておこう。

b. 教皇クレメンス3世によるグランモン修道会のステファヌスの列聖教書（1189年）

『アウディヴィームス』以後に出された文書で、まず注目に値するのは教皇クレメンス3世（在位1187–91）がグランモン修道会の創設者ステ

*52 E. W. Kemp, *op.cit.*, p.104. また、既にヘルトリンがケンプと同様の主張を行っている。cf. S. Hertling, *op.cit.*, p.179.

ファヌス（1124年没）とアーマー大司教マラキーアス（1148年没）の列聖を宣言した教書である。これらの教書は冒頭で次のように述べている。

「この上なく神聖なローマ教会がすべての頭にして指導者たることを、我らの救い主が望まれたのは、いたるところで信者らによって行われるべきことが、神の恩寵の先導を受けて、ローマ教会の指導と指図に従って定められるためである。また、誤謬が改善されるためであり、不確かなことについてはその助言が求められるためである。ローマ教会が定めたことは、自らの功德をどれほど誇れる者であっても、だれも変えることが許されないようにするためである。また、もし普遍的な許可が無差別に与えられた場合、自らの意向で思いついたことを行おうとする勝手から、人それぞれの違いによって願望も異なるのだから、釣り合いのある分別を欠いて、薦められるべきことを他人のつまずきの石にしたりするとのないようにするためであり、それほど価値のないものを不適切な賞賛をもって称揚することのないようにするためである。」*53

これはローマ教会の首位と司牧上の義務を強調した文章であるが、列聖教書に収められていることから、教皇の列聖権への確信と結びつけて解釈することもできる*54。しかし、たとえローマ教会の首位が広義には列聖の権限を含むにせよ、この文面には列聖権への具体的な言及はなく、列聖教書以外にも適用可能な定型文として意図されたとも受け取れる*55。従って、教皇権が列聖権を自らに留保していたとする証拠をここ

*53 Ideo sacrosanctam Romanam Ecclesiam Redemptor noster caput omnium esse voluit & magistrum, ut ad ejus dispositionem & nutum, divina gratia praeente, quae ubicumque a fidelibus gerenda sunt, ordinentur, & errata, in melius corriganter, & ad ejus consilium in ambiguis recurratur, quod ipsa statuerit, nemini, quantumcumque de suis meritis glorietur, liceat immutare, ne, si forte promiscua daretur universalis licentia, quaecumque sibi secundum voluntatem propriam occurrerent, perpetrandi confusa libertas, cum secundum personarum diversitatem vota dissentiant, in aliorum aliquando scandalum, sine justi discretione libraminis, commendanda supprimeret, & minus digna laudibus indebitis celebraret.

[G. Fontanini, *op.cit.*, p.26.]

*54 E. W. Kemp, *op.cit.*, pp.95-96, 100-101.

*55 S. Kuttner, *op.cit.*, pp.205-206; J. Schlafke, "Das Recht der Bishöfe in

に認めるのは困難と言えるだろう。

c. 教皇インノケンティウス3世による皇妃クニグンデの列聖教書 (1200年)

教皇クレメンス3世の列聖教書とならんで、あるいはそれ以上に注目を引いたのは、教皇インノケンティウス3世(在位1198–1216)による皇妃クニグンデの列聖教書である。クニグンデは既に教皇エウゲニウス3世によって列聖されたドイツ皇帝ハインリヒ2世の妃である。この教書は、教皇が列聖権を自らに留保したとする歴史的根拠と見なされたり^{*56}、あるいは『アウディヴィームス』と同等の価値が与えられた^{*57}。問題の箇所は次のように述べている。

「従って、あなた方の地方から使徒の座へとやって来て、愛すべき息子たち [=列聖を求めるバンベルク教会の人々] は…我々と我々の兄弟たちに心から次のように嘆願した。イエス・キリストが至福なるペテロに授けた至高権によって、我々が前述の皇妃を聖人たちの目録に書き加えることを決定し、彼女の記憶が聖人たちのうちで、今後信者全体によって祝われるべきと定めるように。というのもこの崇高な判決は、至福なるペテロの後継者であり、イエス・キリストの代理人である者のみに属するから、と。」^{*58}

Causis Sanctorum bis zum Jahre 1234”, *Die Kirche und ihre Amter und Stände: Festgabe für seine Eminenz den Hochwürdigsten Herrn Joseph Kardinal Frings*, Cologne, 1960, S.427–428.

*56 R. Klauser, *op.cit.*, S.100.

*57 C.de Clercq, *op.cit.*, no.6, p.477; Y. Chiron, *op.cit.*, p.53.

*58 Venientes igitur ad apostolicam sedem ex parte uestra dilecti filii... nobis et fratribus nostris humiliter supplicarunt, ut ex plenitudine potestatis, quam Ihesus Christus beato Petro concessit, prenominatam imperatricem sanctorum cathalogo dignaremur ascribere decernentes eius memoriam inter sanctos ab universis fidelibus de cetero celebrandam, cum hoc sublime iudicium ad eum tantum pertineat, qui est beati Petri successor et uicarius Ihesu Christi.

[J. Petersohn, “Die Litterae Papst Innocenz’III. zur Heiligsprechung der Kaiserin Kunigunde (1200)”, *Jahrbuch für Fränkische Landesforschung*, 37(1977), S.23–24.]

上記論文の付録において、ペーターゾーンは未刊行の原本に基づいてミー

ここでは教皇の列聖権は、教皇の至高権 *plenitudo potestatis* およびペテロの後継者とキリストの代理人としての教皇の地位と結び付けられ、明快に主張されているように見える。しかし、ここで留意すべき点は、これらの主張が従属文中で、つまり請願者であるバンベルク教会側の見解の引用として現れるのであって、教皇側の主張とは言えないことである^{*59}。そのためか同様の文言はインノケンティウス3世が出した他の三通の列聖教書には見出されない。さらに、センプリンガムのギルバートの列聖に際しても、請願者が同様の見解を述べているのに、インノケンティウス3世は列聖教書にそのような文言を取り入れていない^{*60}。従って、インノケンティウス3世が至高権に基づく列聖権を重視していたとは考えにくく、教皇権がクニグンデの列聖教書によって列聖を自らの権限と主張したとも結論づけられない。

d. 第四ラテラノ公会議（1215年）決議第62条

同じくインノケンティウス3世在位期の史料で、研究者が教皇による列聖権の留保と関連づけたもう一つの文書がある。それは第四ラテラノ公会議決議第62条である^{*61}。その条文は「聖人たちの遺物は聖遺物箱から出して陳列されてはならないこと。新しい聖遺物はローマ教会〔の承認〕なしに崇敬されてはならないこと」^{*62}と述べ、続く細目は次のように始まる。「ある者たちが聖人の遺物を売り物として並べ、またそれらを至る所で陳列しているという事実によって、キリスト教信仰はたびたび傷つけられているのであるから、以後は傷つけられることのないように、我々はこの決議によって次のように定めた。すなわち、古くからある聖

ニュ版など従来の刊本の不備を正し、新たに校訂したテキストを提示している。ここでは、ペターゾーンの校訂に従う。

*59 J. Schlafke, *op.cit.*, S.428-429; J. Petersohn, *op.cit.*, S.17-19. ただし、請願者側の見解の引用であっても、インノケンティウス3世が同意したからこそ、教書に採録したとの指摘もある。cf. A. Vauchez, *op.cit.*, p.31, n.24.

*60 J. Petersohn, *op.cit.*, S.19.

*61 この条文、および第四ラテラノ公会議の全体的な意義については、今野國雄「第四ラテラノ公会議について」『ヨーロッパ経済・社会・文化』(増田四郎先生古稀記念論集) 創文社、1979年、239-267頁、を参照。

*62 *Ne reliquiae sanctorum ostendatur[sic] extra capsam; ne novae habeantur in veneratione sine Romana ecclesia.*

遺物は今後聖遺物箱から出して陳列されてはならない。また、売り物として並べられてもならない。一方、新たに発見された聖遺物は、それらがローマ教皇の権威によって事前に承認されたのでなければ、だれも公に敬おうとしてはならない。」^{*63}

この決議の目的は売買や金銭目当てで行う聖遺物の陳列の禁止であったが、教皇権の列聖権と関係づけられたのは引用箇所の最後の文章である。幾人かの研究者は、もし教皇権が新たに発見された聖遺物の崇敬に対する承認を自らの権限としたなら、まだ列聖を受けていない神のしもべの聖遺物に対してもその権限が及んだものと推測した^{*64}。確かに、少なくとも同時代の教会法学者タンクレッドが、教皇権の列聖権とこの決議とを関連づけたことが指摘されている^{*65}。しかし、教皇の列聖権との関わりでは、この決議は効果を発揮しなかったとし、この決議と教皇の列聖権との関連に否定的な見解もある^{*66}。

以上のように、クットナーの研究が発表されて以来、教皇権による列聖権の留保について『アウディヴィームス』とならぶ、あるいは『アウディヴィームス』に代わる論拠が探し求められてきた。それらは教皇権が列聖を自らの権限と見なしたことを見唆する記述ではあるが、最終的な論拠はなおも『グレゴリウス九世教令集』に収められた段階での『アウディヴィームス』とするのが、研究の現状と言えよう。

[J. D. Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t.22, col. 1050.]

*63 Cum ex eo quod quidam sanctorum reliquias exponunt venales, & eas passim ostendunt, Christianae religioni sit detractum saepius: ne detrahatur in posterum, praesenti decreto statuimus, ut antiquae reliquiae amodo extra capsam non ostendantur, nec exponantur venales. Inventas autem de novo nemo publice venerari praesumat, nisi prius autoritate Romani pontificis fuerint approbatae.

[J. D. Mansi, *ibid.*, col.1049-1050.]

*64 A. Vauchez, *op.cit.*, p.29; Y. Chiron, *op.cit.*, pp.53-54.

*65 S. Kuttner, *op.cit.*, pp.203-204.

*66 S. Hertling, *op.cit.*, pp.184-185.

4. 調査手続き

これまで主として列聖を行う主体、つまりだれが列聖を行う権限を持つかという観点から列聖手続きの歴史を概観してきたが、最後に簡単ながら調査手続きにふれておきたい。

先に、クニグンデの列聖教書を、列聖権を教皇の至高権と結びつけた文言のある文書として取り上げたが、この文書にはもう一つ重要な点がある。それはこの教書が列聖のための必要条件を提示していることである。すなわち教書は次のように述べている。「しかし、戦う教会においてその者が人の前で聖人と見なされるためには、二つのことが必要である。つまり、生活習慣の徳とするしの徳、すなわち功徳と奇跡であり、両者はそれぞれ互いの証拠となる。なぜなら、奇跡のない功徳も、功徳のない奇跡も人々のうちで聖性の証拠となるためには十分ではない。それは、時には、サタンの天使も光の天使を装い、ある者たちは人に見られんがために行いをなすからである。そればかりか、ファラオの魔術師もかつてしるしを行なったし、ついには反キリストも奇跡を行なうだろうからである。…しかし、健全な功徳が先行し明らかな奇跡が続くとき、それらは聖性の確かな証拠を提出する。」^{*67}

前述のように、列聖手続きの際の調査への指向はカール大帝の政策によって復活し、フランクフルト教会会議決議第42条を受けて、ただ奇跡のみを重視するのではなく、文書や口頭証言に基づく調査が求められるようになった^{*68}。例えば、フランク王国の王妃バルドヒルドの移葬(833年)では口頭証言が集められ^{*69}、ザンクト・ガレンのオトマルスの場合

*67 tamen, ut ipse sanctus apud homines habeatur in ecclesia militante, duo sunt necessaria: uirtus morum et uirtus signorum, merita uidelicet et miracula, ut hec et illa sibi inuicem contestentur. Non enim aut merita sine miraculis aut miracula sine meritis plene sufficient ad perhibendum inter homines testimonium sanctitati, cum interdum angelus Satane transfiguret se in angelum lucis et quidam opera sua faciant, ut ab hominibus uideantur, sed et magi Pharahonis olim signa fecerunt et Antichristus tandem prodigia operabitur,.... Verum cum et merita sana precedunt et clara succedunt miracula, certum prebent indicium sanctitatis,...

[J. Petersohn, *op.cit.*, S.22.]

*68 A. Amore, *op.cit.*, p.240; E. Demm, *op.cit.*, S.317.

*69 S. Hertling, *op.cit.*, p.187.

(864年)には、生涯を記した小冊子が提出されている^{*70}。また、伝記と奇跡録の提示は教皇による最初の列聖、すなわちウダルリクスの列聖にも見られたが、徳行と奇跡の関係の神学的説明はクニグンデの列聖教書の前年に出されたホモボヌスのそれでなされ、クニグンデの教書はこれをより洗練された形で主張している^{*71}。そして、これら二つの必要条件は、徳行の英雄性と奇跡として、今日まで調査手続きの中核を成していることは、冒頭で見た通りである。

さて、ウダルリクスの列聖に際して、伝記と奇跡録が提示されたと言つても、それに批判的な調査が加えられたわけではない。とはいえる、ウダルリクスの列聖以降、少しずつ調査手続きが整ってゆくことも確かである。教皇ウルバヌス2世時代のニコラス・ペレグリヌスの列聖申請は、もはや伝記と奇跡録の提出のみでは不十分とされた事例をなす。また、教皇カリクストゥス2世(在位1119-24)時代のクリュニー修道院長ユーグの列聖の際には、文書よりも口頭による証言が求められた。さらにその後は、皇帝ハインリヒ2世の列聖の場合のように、教皇特使が現地へと赴き、証人を聴取するなどの措置も取られるようになった^{*72}。ただし、調査官がマニュアルに従って証人を尋問する調査形式は、本稿が対象とする時代後に本格化する。

おわりに

教皇権による列聖権の独占的な留保は、中世における教皇権の確立を見る一つの指標となる。そうであれば、それが教皇権が確立に向かう12世紀に実現するものと予想し、その法的根拠を、一般に法律家教皇として知られるアレクサンデル3世の『アウディヴィームス』に求めるのも自然である。しかし、本稿で論じてきたように、自らの列聖権に対する教皇権の認識は必ずしも明確ではなく、12世紀を通じて教皇権は自らの列聖権に対する自覚を深めつつも、その最終的で明確な確認は、『アウ

*70 A. Amore, *op.cit.*, p.251.

*71 E. Demm, *op.cit.*, S.320-321.

*72 S. Hertling, *op.cit.*, p.188.

ディヴィームス』が『グレゴリウス九世教令集』に採録された段階と考えてよいだろう。

ただし、列聖権を教皇権に帰す主張が教皇権内部よりもむしろ諸教会から出ている点は注目してよい。12世紀に多くの訴訟をローマ教皇庁に持ち込んだように、列聖をローマに求めた諸教会の動向が教皇権を上昇させた一因と考えられよう。とはいえ、諸教会の側が列聖権を教皇権に帰した真意については考慮する余地がある。つまり、教皇権の上昇を中世社会の現実から説明しようとするなら、ローマへと向かった諸教会側の状況や意図に踏み込むことが不可欠となるが、これは今後の課題として残さなければならない。